

# 兵庫県養鶏場での高病原性鳥インフルエンザ 発生に伴う府内連絡会議

日時：令和8年1月8日（木）午前9時30分～

場所：第3応接室

出席：知事

　　鳥インフルエンザ対策チーム  
(副知事、農林水産部、生活環境部)

　　危機管理部、家畜保健衛生所※

(※はリモート参加)

〔配信〕総合事務所等

1

## 会議内容

- 1 兵庫県養鶏場での鳥インフルエンザ発生概要
- 2 国の対応
- 3 国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況
- 4 鳥取県の対応(家きん)
- 5 野鳥への対応状況
- 6 鳥取大学山口教授からのコメント
- 7 相談窓口
- 8 県民の皆様へのメッセージ

2

# 兵庫県養鶏場での鳥インフルエンザ発生概要

## 1 農場の概要

農場所在地: 兵庫県姫路市

飼養状況 : 採卵鶏 約15.5万羽

※姫路市内では2例目

## 2 経緯

- ・1月7日10時30分頃、農場から姫路家畜保健衛生所に通報
- ・農場に対して立入検査を実施、10羽中10羽が簡易検査で陽性
- ・1月8日午前9時遺伝子検査の結果、農林水産省が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定

## 3 兵庫県の対応

1月8日午前9時頃に鳥インフルエンザ対策本部会議を開催するとともに、殺処分を開始予定

3

# 国の対応

- 1 1月8日午前9時に「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催
- 2 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る
- 3 兵庫県の殺処分・焼却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、農政局等から「緊急支援チーム」を派遣
- 4 「疫学調査チーム」を派遣
- 5 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導
- 6 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供

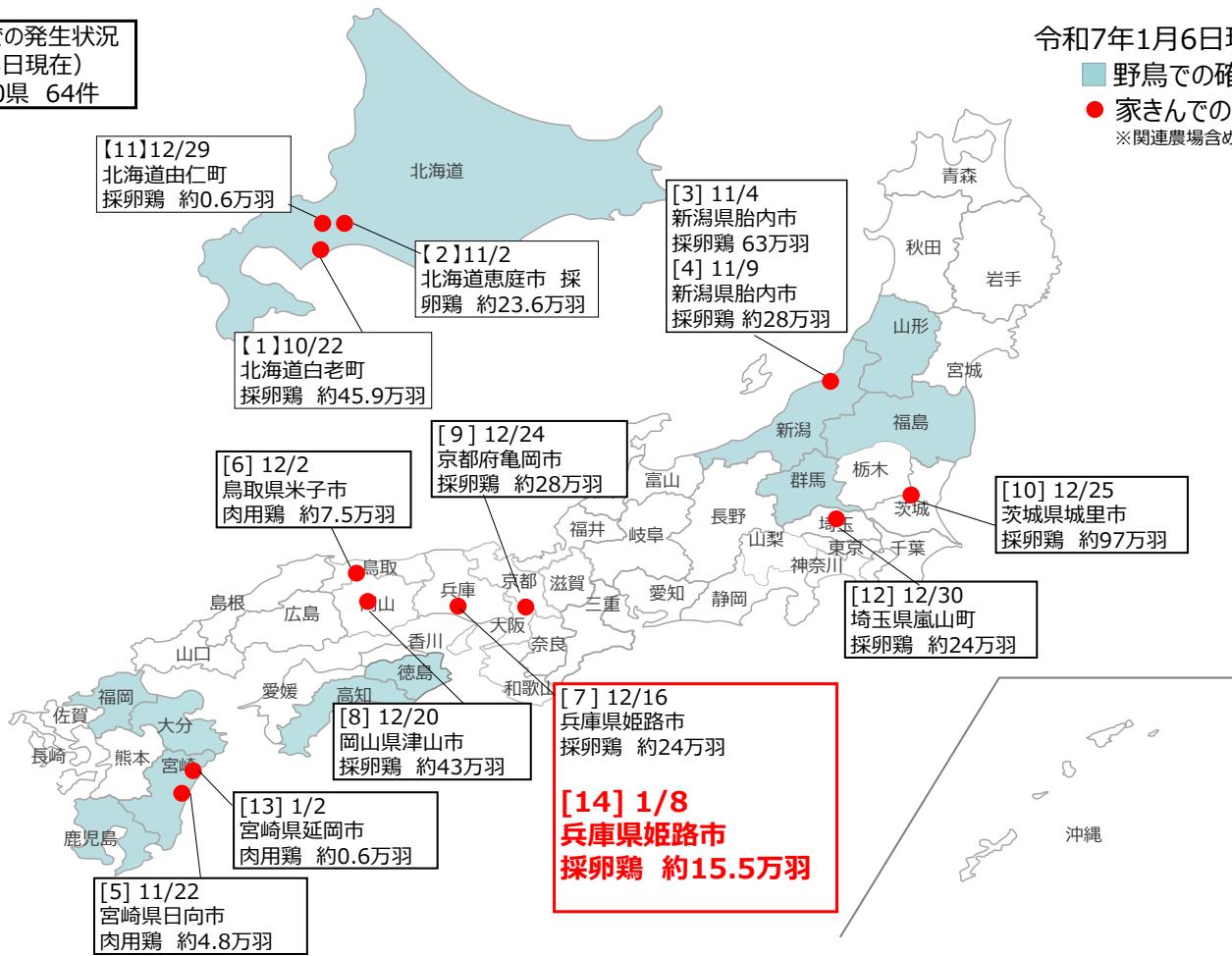
4

# 国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

野鳥での発生状況  
(1月6日現在)  
1道10県 64件

令和7年1月6日現在

■ 野鳥での確認  
● 家きんでの発生  
※関連農場含めた羽数



5

## 鳥取県の対応(家きん)

- 1 1月7日に県内全78農場に対し、注意喚起。1月7日現在農場に異状なし。
- 2 兵庫県の発生農場と県内農場は鶏や作業者の行き来、堆肥、餌などの疫学関連なし。  
※県内への鶏糞の持ち込みのないことを確認済。
- 3 全農場に改めて飼養衛生管理基準の遵守状況の自己点検
- 4 農場に鶏舎周辺等の消毒、石灰散布を徹底するよう指導。
- 5 1月6日の地震により鶏舎の扉、壁、屋根等にずれが生じたり、防鳥ネットに野生動物が侵入できるような隙間が生じていないか農場が自己点検し、直ちに補修するように改めて指示済み。

6

# 鳥取県の対応(家きん)

- 6 農場の野生動物侵入防止対策として、防鳥ネットの修繕、鶏舎周囲の野生動物の誘因となるもの(廃棄卵、死鶏等)を除去を指導。
- 7 農場の飼養衛生管理区域又は鶏舎の出入り時の専用靴の履き替え、専用服の着用、手指の消毒又は手袋の交換の徹底。
- 8 農場における毎日の健康観察を注意深く行い、異状の早期発見・早期通報の徹底。また、休日・夜間の家畜保健衛生所の通報対応の体制整備。
- 9 これから農業用ため池の貯水時期に入ることから、可能な限り貯水時期の延期や貯水量の調整に配慮いただくよう、関係市町・ため池管理者等への協力依頼(1/8)

7

## 野鳥への対応状況

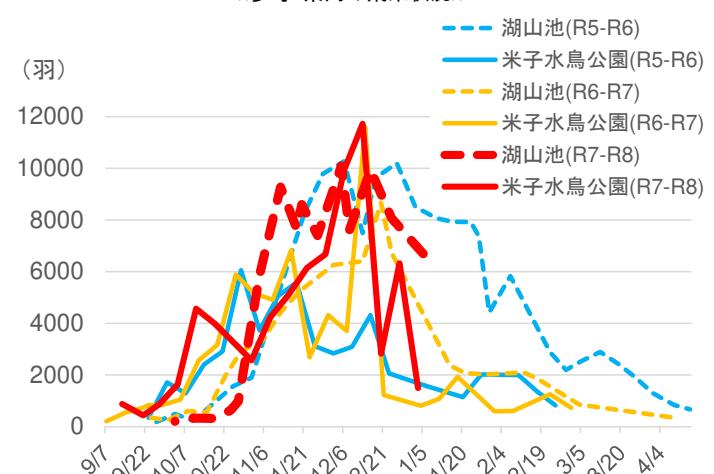
### 《県内の渡り鳥の飛来状況》

- ・ 県内のピークは越えたが、引き続き多くの渡り鳥が飛来中。
- ・ 今後、寒波の影響や北帰行等により多くの渡り鳥が移動することから引き続き注意が必要。

### 《飛来状況(1月上旬調査)》

湖山池	6,696羽
米子水鳥公園	1,493羽

### 《参考:県内の飛来状況》



### 《野鳥サーベイランス対応状況》

#### ○野鳥監視ステージ3で対応

- ・ 野鳥重点区域解除(令和8年1月3日24時)後も、ため池も含めて重点監視を継続中
- ・ 野鳥の異常やウイルスの検出はなし

実施する条件	サーベイランス内容	地点数
野鳥監視ステージ1 (近隣国での感染確認時等)	野鳥監視	最大 35地点
	糞便・水検査	3か所
野鳥監視ステージ2 (国内での感染確認時)	野鳥監視	最大 35地点 ※最大70地点に拡大
	糞便・水検査	3か所 ※近隣で発生した場合は最大6か所に拡大
野鳥監視ステージ3 (県内での感染確認時)	野鳥監視	最大 70地点 + 重点区域
	糞便・水検査	最大 6か所 + 重点区域

- 1 飼養衛生管理基準の遵守
- 2 過去に発生した農場は特にリスクが高いと考え、厳格な衛生管理を実施
- 3 少しでも違和感があれば、様子を観ることなく躊躇せず早期通報
- 4 降雪等の気象状況の変化により野鳥の群れが動いたり、小型哺乳動物の鶏舎内侵入リスクが高まることに留意
- 5 ウィンドウレス鶏舎であっても、鶏卵を運ぶベルトや除糞ベルトの開口部の蓋、ピットの隙間から小動物の侵入が無いよう今一度確認
- 6 死鶏や廃棄卵など、野生動物の餌となる廃棄物の適正管理の徹底

9

## 相談窓口(24時間対応)

### ■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

自然共生課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7877 ( " )
中部総合事務所環境建築局(野鳥)	0858-23-3276 (夜間休日 0858-22-8141)
中部総合事務所倉吉保健所(愛玩鳥)	0858-23-3149 ( " )
西部総合事務所環境建築局(野鳥)	0859-31-9628 (夜間休日 0859-34-6211)
西部総合事務所米子保健所(愛玩鳥)	0859-31-9320 ( " )
※死亡野鳥等の通報は、「とりパト」( <a href="https://sks.pref.tottori.lg.jp:5100/">https://sks.pref.tottori.lg.jp:5100/</a> )を活用いただくと正確な位置情報や写真的の共有が可能です。	

### ■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 ( " )
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 ( " )

### ■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

### ■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8533 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145 (ガイダンス等により24時間対応可) 10
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317 ( " )

# 県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。鶏肉・鶏卵は安心して食べることができます。
- 迅速で正確な情報提供を行ってまいります。県のホームページなどをご覧ください。根拠のない噂などに惑わされないよう御協力をお願いします。



(別添1)

2004年3月11日

(注) 2014年4月24日更新

## 鳥インフルエンザについて

### 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

#### 鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウィルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ・ ウィルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること